

学びの場の充実②

1. 通級の活用/全校設置
2. 支援教育介助員の役割、配置の再構築
3. 前回の委員会の検討事項に関する再確認

令和4年6月27日
令和4年度第3回箕面市支援教育充実検討委員会

1.通級の活用/全校設置

通級の活用/全校設置

■ 支援学級、通級、通常学級の違い（文部科学省：特別支援教育の現状）

【支援学級】

小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

《対象障害種》

知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者

【通級】

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。

【通常学級】

小学校、中学校、高等学校等にも障害のある児童生徒が在籍しており、個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行う。なお、小学校、中学校における、学習障害、注意欠陥多動性障害、高度自閉症等の発達障害の可能性のある児童生徒は6.5%程度の在籍率となっている。

■ 通級設置の歴史

- ・ 学校教育法施行規則の一部改正により制度化され、平成5年から小学校、中学校に導入された。
- ・ 箕面市には、平成19年に箕面市立中小学校に通級が設置された。

■ 通級担当教員の校内における役割

- ・ 個別の教育支援計画、指導計画に基づき、平日の時間割の一部や放課後に、自立活動を実施。
- ・ 校内巡回を行い、通級指導による効果の確認や通常学級で困り感のある児童生徒のチェックを実施。
- ・ 小学1年生に対して「ひらがな読み書きスクリーニング」を実施し、困り感のある児童を早期発見。

■ 通級による指導の制度的位置付け

【学校教育法施行規則第140条】

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、**文部科学大臣が別に定めるところにより、** ～略～ の規定にかかわらず、**特別の教育課程によることができる。**

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

【学校教育法施行規則第141条】

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

■ 通級の設置基準

- ・ 13人に1人の教員を配置（加配による措置のため、教員配置が約束されているわけではない）
例①：A校で通級を希望する児童生徒が、13人いる場合、A校の通級教室の設置を申請。
申請の結果、加配のため設置されない場合もある。
例②：B校で通級を希望する児童生徒が、3人いる場合、設置基準の13人に満たないため、通級が設置されているC校の通級担当教員がB校に巡回し、B校の3人も併せて指導する。
例③：D校で通級を希望する児童生徒が、25人いる場合、通級は1教室のみの設置となるため、1人の通級担当教員が、25人の通級指導を行う。
例④：E校で通級を希望する児童生徒が、26人いる場合、E校の通級を2教室の設置を申請。
申請の結果、加配のため1教室しか設置されない場合がある。
- ・ 平成29年の法改正において、令和8年度より通級の設置が基礎定数化されることが決定しており、例④の場合、2教室が設置されることになる。

■ 支援学級の設置基準

支援学級種別ごとに、1人の教員を配置（1学級の在籍上限は、8人）

- 例①：A校で弱視学級の児童生徒1人、知的障害学級の児童生徒が7人の場合、弱視学級に1人の教員、知的障害学級に1人の教員が配置される。
- 例②：B校で知的障害学級の児童生徒が9人の場合、知的障害学級に2人の教員が配置される。

■ 通級による指導を行う際の授業時数

年間35 単位時間から280 単位時間以内範囲で行うことを標準とすることとされています。

週当たりに換算すると、1 単位時間から8 単位時間程度までとなります。

ただし、学習障害及び注意欠陥多動性障害のある児童生徒については、年間授業時数の上限については他の障害種別と同じにするものの、月1 単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10 単位時間（月1 単位時間程度）が下限となっています。

（文部科学省：障害に応じた通級による指導の手引解説とQ&A（改訂第3版））

■ 支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の授業時数

特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

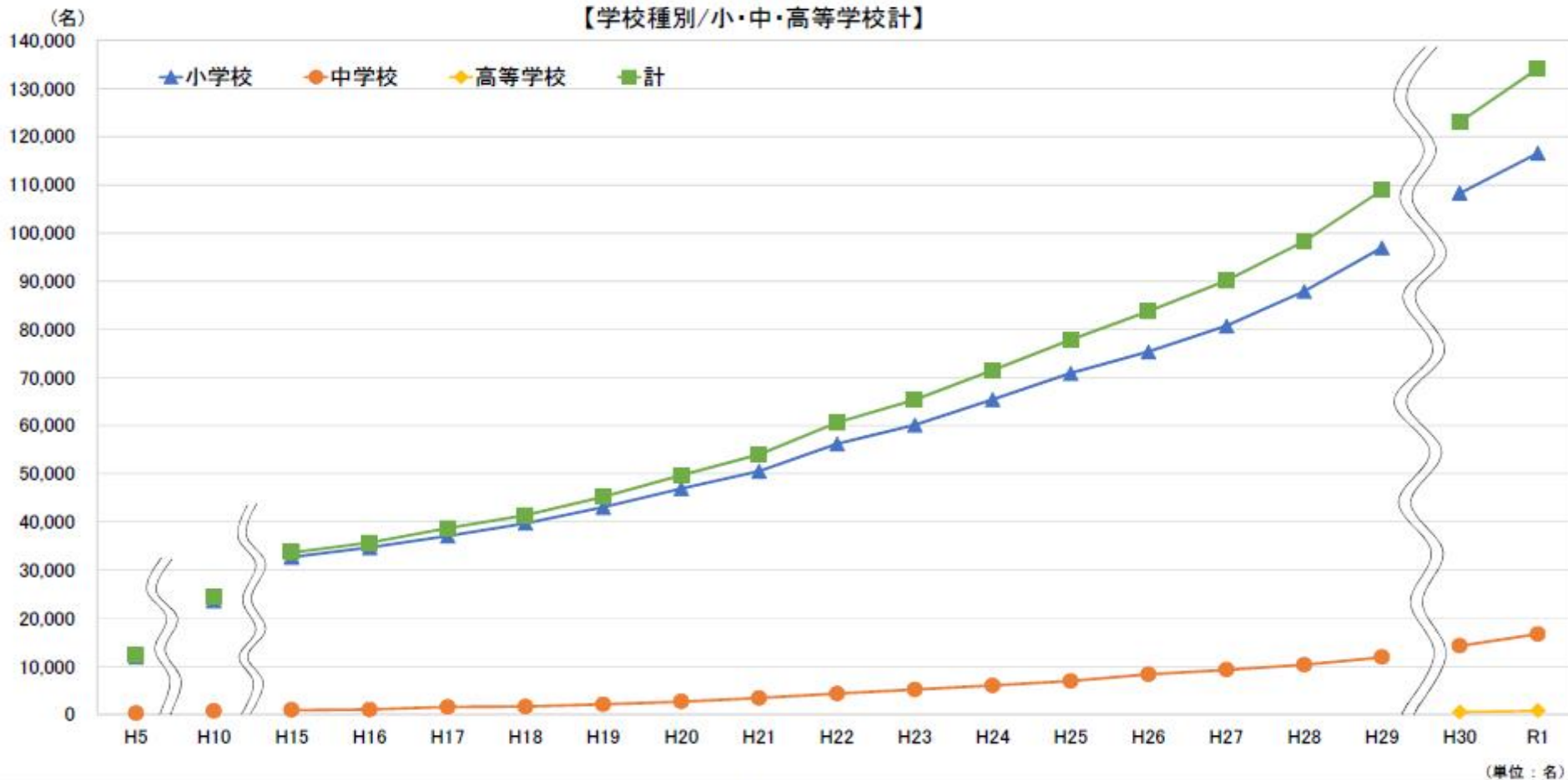
（文部科学省：R4.4.27 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知））

⇒支援学級から、学びの場を変更する場合、通級の重要性が今まで以上に高まることが、予想される。

通級の活用/全校設置

■ 通級による指導を受けている児童生徒数の推移 《H5～R元》（文部科学省）

【学校種別/小・中・高等学校計】



	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765
高等学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	508	787
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185

※各年度5月1日現在。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

通級の活用/全校設置

■ 小学校の都道府県別通級による指導状況 (児童数)1/2 《R元.5.1現在》 (文部科学省)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
01	北海道	5,512	2,947	456	685	11	54	680	675	1	3
02	青森県	670	297	50	13	-	3	137	170	-	-
03	岩手県	1,401	1,143	34	5	1	8	155	55	-	-
04	宮城県	2,953	1,272	237	55	-	7	955	427	-	-
05	秋田県	559	168	116	27	-	10	149	85	1	3
06	山形県	1,797	1,305	52	13	-	7	224	195	1	-
07	福島県	1,225	397	256	28	-	3	171	370	-	-
08	茨城県	1,466	408	28	366	7	32	417	208	-	-
09	栃木県	2,297	1,228	343	81	-	21	293	324	3	4
10	群馬県	3,182	1,701	289	435	-	39	285	433	-	-
11	埼玉県	3,761	1,840	355	782	-	135	156	493	-	-
12	千葉県	5,826	4,453	88	229	39	159	343	457	54	4
13	東京都	22,902	2,983	5,984	7,800	78	305	1,410	4,342	-	-
14	神奈川県	6,261	3,099	981	993	8	227	147	806	-	-
15	新潟県	2,471	1,248	346	63	-	97	189	528	-	-
16	富山県	2,064	186	295	87	-	1	1,264	230	1	-
17	石川県	1,133	346	209	23	5	34	373	141	1	1
18	福井県	601	66	114	71	2	8	200	137	2	1
19	山梨県	871	467	132	45	-	8	115	104	-	-
20	長野県	1,302	627	154	41	3	18	301	158	-	-
21	岐阜県	3,922	1,096	1,206	85	-	23	353	1,158	-	1
22	静岡県	2,612	1,113	739	5	-	42	309	396	8	-
23	愛知県	5,586	721	825	1,254	-	119	1,066	1,601	-	-
24	三重県	878	411	48	171	-	11	142	95	-	-

通級の活用/全校設置

■ 小学校の都道府県別通級による指導状況(児童数) 2/2 《R元.5.1現在》(文部科学省)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
25	滋賀県	1,353	211	357	42	1	2	523	216	1	-
26	京都府	3,958	1,597	1,110	73	16	34	628	497	2	1
27	大阪府	4,341	664	783	449	2	51	1,646	744	-	2
28	兵庫県	2,374	294	578	141	1	77	701	581	1	-
29	奈良県	779	262	170	59	-	11	211	66	-	-
30	和歌山県	785	169	180	18	-	22	268	128	-	-
31	鳥取県	519	104	97	19	-	2	169	128	-	-
32	島根県	765	262	118	95	-	14	98	176	1	1
33	岡山県	2,083	720	1,118	87	-	10	52	96	-	-
34	広島県	2,175	714	714	121	5	6	149	464	2	-
35	山口県	2,069	792	383	147	3	3	387	350	1	3
36	徳島県	574	92	63	26	1	8	257	127	-	-
37	香川県	380	19	109	7	-	7	96	142	-	-
38	愛媛県	1,568	478	231	52	-	6	531	270	-	-
39	高知県	164	82	-	-	-	-	44	38	-	-
40	福岡県	3,169	678	795	440	7	47	468	733	1	-
41	佐賀県	983	262	229	8	-	5	204	274	1	-
42	長崎県	2,054	412	210	139	-	30	338	925	-	-
43	熊本県	1,209	275	141	123	-	9	278	383	-	-
44	大分県	414	76	51	21	-	12	149	105	-	-
45	宮崎県	1,072	367	135	177	1	17	155	220	-	-
46	鹿児島県	1,259	645	134	264	-	23	89	104	-	-
47	沖縄県	1,219	365	173	85	-	3	332	261	-	-
合計		116,518	39,062	21,216	15,950	191	1,770	17,607	20,616	82	24

通級の活用/全校設置

■ 中学校の都道府県別通級による指導状況(生徒数) 1/2 《R元.5.1現在》(文部科学省)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
01	北海道	491	99	41	98	4	20	67	162	-	-
02	青森県	115	5	11	1	-	-	57	40	1	-
03	岩手県	73	-	11	-	-	3	49	10	-	-
04	宮城県	241	1	28	10	-	1	163	38	-	-
05	秋田県	92	2	19	7	-	-	47	17	-	-
06	山形県	133	-	14	16	-	-	57	45	1	-
07	福島県	171	6	32	1	-	1	43	88	-	-
08	茨城県	148	-	5	43	1	7	79	13	-	-
09	栃木県	176	1	46	49	-	2	51	26	1	-
10	群馬県	289	1	47	84	-	15	55	86	1	-
11	埼玉県	443	13	84	191	-	18	52	85	-	-
12	千葉県	385	5	13	99	6	38	86	108	26	4
13	東京都	3,474	-	1,090	1,171	5	99	358	751	-	-
14	神奈川県	914	82	120	319	4	61	62	266	-	-
15	新潟県	272	-	88	23	-	30	65	66	-	-
16	富山県	304	4	31	1	-	-	247	21	-	-
17	石川県	114	19	16	3	-	3	59	13	-	1
18	福井県	176	4	38	26	-	-	80	27	-	1
19	山梨県	115	8	23	36	-	5	32	11	-	-
20	長野県	132	1	44	5	-	3	60	19	-	-
21	岐阜県	429	4	153	3	-	-	155	113	-	1
22	静岡県	288	-	145	1	-	12	51	77	2	-
23	愛知県	860	5	190	254	-	41	164	206	-	-
24	三重県	87	12	19	29	-	1	15	11	-	-

通級の活用/全校設置

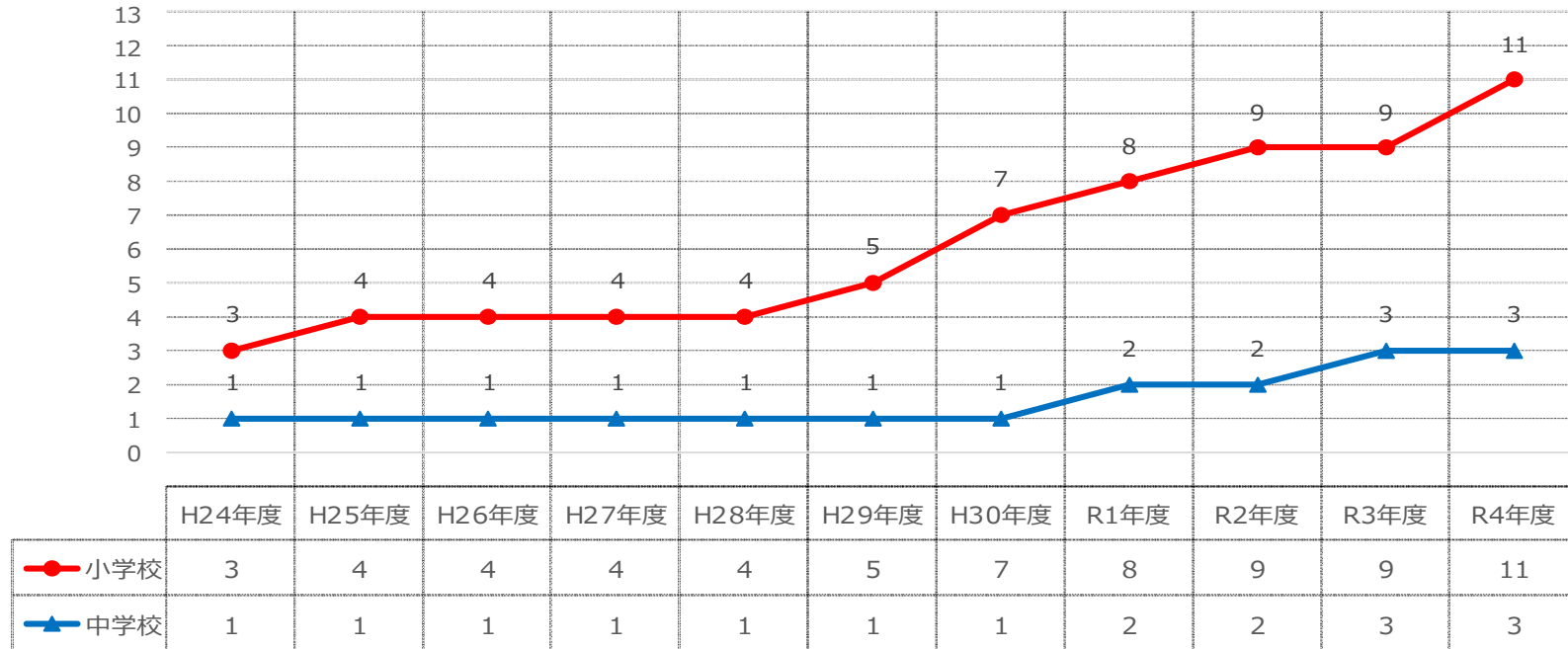
■ 中学校の都道府県別通級による指導状況 (生徒数)2/2 《R元.5.1現在》 (文部科学省)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
25	滋賀県	282	11	141	16	-	-	60	53	-	1
26	京都府	853	86	267	20	-	4	324	150	1	1
27	大阪府	811	33	221	113	-	20	269	154	-	1
28	兵庫県	884	2	241	73	-	8	345	215	-	-
29	奈良県	80	2	27	1	-	1	36	13	-	-
30	和歌山県	73	2	15	1	-	-	45	10	-	-
31	鳥取県	109	4	29	4	-	-	40	32	-	-
32	島根県	335	36	76	51	1	1	92	76	1	1
33	岡山県	108	-	93	4	-	-	5	6	-	-
34	広島県	170	1	96	3	-	-	15	55	-	-
35	山口県	407	13	94	47	1	1	168	82	1	-
36	徳島県	27	-	-	1	-	-	24	1	-	1
37	香川県	40	-	8	2	-	-	11	19	-	-
38	愛媛県	397	5	49	15	-	1	260	67	-	-
39	高知県	28	-	-	-	-	-	11	17	-	-
40	福岡県	701	80	170	106	2	1	165	176	-	1
41	佐賀県	209	-	56	4	-	-	98	50	-	1
42	長崎県	395	3	19	16	-	-	106	251	-	-
43	熊本県	238	-	25	47	-	4	102	60	-	-
44	大分県	77	1	5	5	-	5	49	12	-	-
45	宮崎県	155	3	29	42	-	6	45	30	-	-
46	鹿児島県	45	-	10	2	-	2	21	10	-	-
47	沖縄県	365	1	56	39	-	-	178	91	-	-
	合計	16,711	555	4,035	3,082	24	414	4,623	3,929	35	14

通級の活用/全校設置

■ 箕面市の通級設置数（全学級・発達障害のみ） 《H24～R4》

単位：(学級)



《H24年度とR4年度を比較》

小学校 通級設置数 8学級 増加 (H24年度に対して 366%)
 中学校 通級設置数 2学級 増加 (H24年度に対して 300%)

《箕面市の学校数》

小学校 11校設置 / 14校中 (設置率：78%)
 中学校 3校設置 / 8校中 (設置率：37%)

《R4年度の設置校》

小学校 (11校)：箕面小、止々呂美小、南小、西小、東小、萱野東小、豊川北小、中小、豊川南小、萱野北小、彩都小
 中学校 (3校)：一中、二中、六中

《未設置校》

小学校 (3校)：萱野小、北小、西南小
 中学校 (5校)：止々呂美中、三中、四中、五中、彩都中

■ 他市の事例

○大阪府大阪狭山市（人口：約5.8万人）

- ・大阪府内で、全校に通級の設置を実現。
- ・過去には、府費による設置が行われなかった学校に、市費で教員を配置し、全校で通級を設置。
- ・通級の在籍期間のルールはなく、必要な期間のみ在籍する仕組み。
※箕面市は、通級の在籍目処を2年間としている。

○東京都（人口：約1,400万人）

- ・通級の在籍期間は、原則1年間。
- ・通級の設置基準を12人で1通級教室を設置している。

■ 支援教育充実検討委員会準備WGで判明した課題

- ・ 通級が全校に設置されておらず、学びの場の選択が限られている。
- ・ 学校生活で支援が必要な場合、「支援学級に入級する」ことで対応しているケースが多い。
- ・ 通級担当教員の担当する児童生徒数が、通級設置基準の13人を超えており、通級に入級したにも関わらず、週に1～2時間程度しか通級で学べない児童生徒が多い。
- ・ 通級担当教員が担当する児童生徒数の平均17人。最大25人を担当している。(R4.5.1現在)

WG内で提案された対応例

1. 通級を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす
2. 通級を活用しやすくなる仕組みの検討

■ 検討の際の視点

- ・ 学びの場における、「通級が適切な児童生徒」と「支援学級が適切な児童生徒」の違いについて。
- ・ 通級の在籍目処を設定するべきか。
- ・ 現在の支援学級に在籍している児童生徒が、学びの場を通級に変更する場合、具体的なフォロー体制として何が必要か。
- ・ 通常学級の担任と通級担当教員の連携強化の仕組みの方策について。
(例：指導計画の作成者や作成方法等)
- ・ WG内で提案された対応例以外の方策がないか。

2. 支援教育介助員の役割、配置の再構築

支援教育介助員の役割、配置の再構築

■ 支援教育介助員について（職務内容及び資格要件）

○職務内容

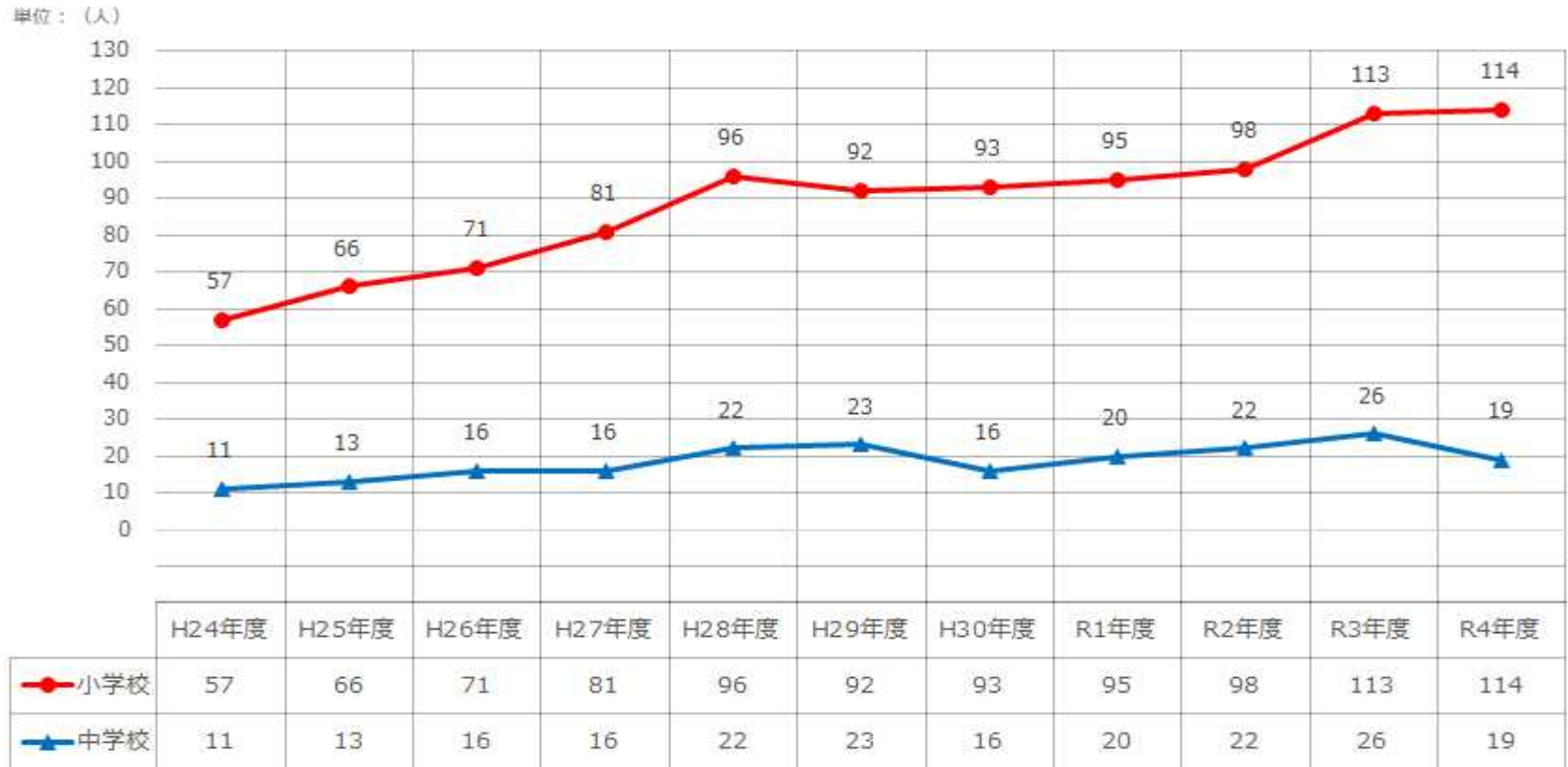
- ・市内小、中学校の支援学級に在籍する児童生徒への介助及び支援。
（箕面市：採用試験募集案内）

○資格要件

- ・任期付職員・・・資格要件は、下記①～③のどれかを保有すること。
 - ①教員免許（特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校）
 - ②保育士資格
 - ③介護職員初任者研修修了者（旧ホームヘルパー資格取得者を含む）
- ・会計年度任用職員・・・資格要件なし。

支援教育介助員の役割、配置の再構築

■ 箕面市の支援教育介助員数（小学校・中学校） 《H24～R4》



※H24～R3年度は、年度末の実人数。R4年度は、予算ベースの数値。

《H24年度とR4年度を比較》

- ・ 小学校 支援教育介助員数 57人増加（H24年度に対して200%）
- ・ 中学校 支援教育介助員数 8人増加（H24年度に対して172%）

■ 支援教育介助員 1人あたりの介助及び支援をしている人数

- ・ 《小学校》支援学級在籍児童数 730人 **1人あたり 6.40人**
- ・ 《中学校》支援学級在籍生徒数 255人 **1人あたり13.42人**

支援教育介助員の役割、配置の再構築

■ 他市の事例

○大阪府大阪狭山市（人口：約5.8万人）

- ・他市の介助員のような形で、「学びの支援員」を市内で23人配置している。
- ・小学校7校、中学校3校であるため、小学校に2人～4人配置し、中学校に1人配置している。
- ・「学びの支援員」は、抽出学習のサポートや通常学級での交流学习の際に、支援学級在籍の子に、サポートする。
- ・通常学級の児童生徒へのサポートは業務対象外。

○秋田県由利本荘市（人口：約7.3万人）

- ・通常学級に在籍しながら特別支援教育支援員の支援を受けることができる。
- ・小学校13校、中学校4校に特別支援教育支援員を43人配置。
- ・令和3年度は、小学生188人、中学生17人、計205人が支援を受けている。
- ・支援学級をサポートする介助員等の任用なし。

○神奈川県横須賀市（人口：約38.2万人）

- ・市で学習支援員を配置しており、学習支援員が通常学級の子を別室にて、支援している。
- ・介助員は、学校から申請に基づき配置。学校によっては、配置がない学校もある。
学校によっては、月100時間、配置している学校もある。
- ・介助員は、通常学級に配置され、毎日、半日または2時間から3時間の勤務している。
特別支援学級に配属されている介助員も2人おり、1日6時間、2人が1日毎に勤務している。

支援教育介助員の役割、配置の再構築

■ 支援教育充実検討委員会準備WGで判明した課題

- ・ 支援教育介助員の業務範囲が、「支援学級に在籍する児童生徒への介助及び支援」となっており、通常学級在籍で、困り感のある児童生徒に支援教育介助員が業務上、支援することができない。
- ・ 支援教育介助員や支援担任による先回りの支援により、場合によっては、必要以上に支援を行っていることがある。

WG内で提案された対応例

1. 他市のように通常学級におけるサポートとして、「(仮称)学びの充実サポーター」の配置を検討し、支援教育介助員の一部の配置を再構築する。
2. 「(仮称)学びの充実サポーター」を配置する場合、支援教育介助員との業務の違いを明確にする。

■ 検討の際の視点

- ・ 「(仮称)学びの充実サポーター」の業務範囲は、どのように設定するべきか。
(例：通常学級における授業のサポーターとして、位置づけることで、交流及び共同学習を行っている支援学級在籍の児童生徒も含めてサポートする。)
- ・ 「(仮称)学びの充実サポーター」の配置基準は、どのように設定するべきか。
(例：各校、何人配置など)
- ・ 「(仮称)学びの充実サポーター」に資格要件は、必要か。
- ・ 「支援教育介助員」の適切な配置数について。(例：各校、何人配置など)
- ・ WG内で提案された対応例以外の方策がないか。

3.前回の委員会の検討事項に関する再確認

前回の委員会の検討事項に関する再確認

■ 適切な自立活動の実施

- ・ 限られた人員体制の中で、適切な自立活動の指導を行うためにどのような工夫が考えられるか。

■ 専門的見地に基づく支援

- ・ 児童生徒にとっての個別最適な学びとは何か。
- ・ 通級や支援学級への入級に際し、専門的見地から入級を検討する場を設けるべきか。

■ 校内ICT の利活用

- ・ 自立活動などの個別学習をより効果的に行うために、1人1台のタブレット端末を活用する方策はないか。